

東京みんなでサロンプログラム運営主催者募集要項【令和8年度】

東京都では、都営住宅の集会所等を活用して、地域の方や都営住宅等の居住者が交流を図る居場所を創出し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、様々な人々が社会とのつながりを保ち、心豊かに暮らせる環境を整えることを目的に東京みんなでサロン事業を実施します。

令和8年度の東京みんなでサロンプログラム運営主催者を募集します。

1 東京みんなでサロンについて

都営住宅の集会所等を活用し、プログラム運営主催者が地域の交流活動としてプログラムを運営・実施することにより、誰もが集い、つながる地域の居場所となるもの

2 プログラム運営主催者について

東京みんなでサロンにおいて、参加者に提供・実施するプログラムを運営し主催する個人又は法人その他の団体等（例は以下のとおり）

- (1) 東京都及び都内区市町村
- (2) 東京都の政策連携団体及び事業協力団体
- (3) 東京都、東京都の政策連携団体又は区市町村の補助、助成、委託等を受けてプログラムを運営主催する者
- (4) 社会福祉協議会等の公的機関
- (5) 社会福祉法人、NPO法人、学校法人、民間企業等で地域コミュニティ活動を行っている法人
- (6) 地域住民による団体（町会・自治会等）
- (7) 地域コミュニティの活性化に協力する都民又は団体

※営利を目的としたプログラムは、実施できません。

※必要な場合は消毒液、ハンドソープ等、感染症対策用品の支援を行います。

3 実施場所

実施場所は別紙の実施候補集会所から選んで応募してください。一覧に記載がない場合は調整させていただきます。

4 募集概要

- (1) 応募資格

上記2のプログラム運営主催者に該当する団体等で、地域の交流活動に意欲のある方

※ 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者）の方は募集対象外となります。

(2) 募集期間

常時受付

(3) プログラム実施期間及び実施頻度

今回募集するプログラム運営主催者の方に運営実施していただくプログラムは、令和 8 年度実施予定のものとなります。

実施頻度は、都が認める範囲で、時間若しくは日を単位として、1 回若しくは数回の範囲で上記期間中、定期的に実施可能です。

※ ただし、プログラムの常設はできません。

(4) 提出物

プログラム運営実施計画申請書(第 1 号様式)【必須】

運営主催者の概要がわかるものやプログラムの内容がわかるリーフレット等【任意】

※ 緑化活動プログラムの申請の場合は、自治会意見書、チェックリスト及び活動場所の位置図・詳細図が別途必要になります。

(5) 承認等通知

応募いただいたものは順次審査し、自治会と調整の上、承認もしくは不承認の通知をいたします。（概ね 2～3 週間程度）

なお、不承認となる場合は以下のとおりです。

- 1 プログラム運営実施計画申請書の内容が東京みんなでサロン事業の趣旨に合致しないとき。
- 2 都営住宅等の管理上支障があると認められるとき。
- 3 運営実施するプログラムが公序良俗に反し、又は都営住宅等の施設を損傷、滅失させる恐れがあると認められるとき。
- 4 運営実施するプログラムが特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等政治・宗教活動をするためのものと認められるとき。
- 5 運営実施するプログラムが専ら営利を目的としたものであるとき。
- 6 自治会との調整が整わなかったとき。
- 7 都が事業を行うために指定集会所等を使用する必要があるとき。
- 8 プログラム運営実施計画の内容が不明確で実現性が認められないとき。
- 9 その他都が不相当と認めるとき。

※ プログラムの承認は、都が指定した場所以外でのプログラム実施を認めるものではありません。

5 涼み処の募集

涼み処とは、暑い時期（5月～9月）のプログラム実施の際に、その会場（都営住宅の集会所）を、都営住宅やその地域の方が一時的に暑さをしのぐ場所として開放する取り組みであり、東京都から涼み処を運営・実施するプログラム運営主催者に対する支援があります。

（1）応募資格

上記4で承認を受けた団体等又は申請中の団体等

（2）募集期間

4月～7月頃

※支援物品の納品スケジュールの都合上募集期間は7月頃までです。

（3）支援内容（みんなでサロン実施時間内）

プログラム運営主催者が、通常の東京みんなでサロンのプログラムを涼み処としても開催する場合は飲料、温度計、熱中対策ウォッチを支給

※緑化活動プログラムの場合は、活動場所が屋外のため熱中対策ウォッチのみ申請可能です。

（4）支援内容（みんなでサロン実施時間外）

プログラム運営主催者が、通常の東京みんなでサロンのプログラムの実施時間の前後に集会所を涼み処として開放する場合は（3）の物品に加えて、うちわ、クールタオルを支給するとともに、集会所利用料（光熱水費相当額等）を補助

（5）提出物

ア（3）の場合

東京みんなでサロン涼み処運営実施計画申請書（実施時間内）（第11号様式）【必須】

誓約書（第13号様式）【必須】

イ（4）の場合

東京みんなでサロン涼み処実施計画申請書（実施時間外の開放）（第12号様式）【必須】

誓約書（第13号様式）【必須】

【集会所利用料の補助を希望する場合は以下も全て必須】

集会所利用料請求書（第14号様式）

涼み処としての開放時間がわかるチラシ等

支払った集会所利用料がわかる領収書等

支払金口座振込依頼書

振込を希望する口座がわかる書類（通帳の写し等）

※集会所利用料の補助に係る提出物は全て涼み処実施後にまとめてご提出ください。上記のほかに追加で資料をご提出いただく場合があります。

※（3）と（4）を同時に行う場合はそれぞれ申請が必要です。

（6）承認等通知

応募いただいたものは順次審査し、自治会と調整の上、承認もしくは不承認の通知をいたします。（概ね2～3週間程度）

6 応募方法

東京都住宅供給公社ホームページから様式をダウンロードの上、メールまたは郵送でお申し込みください。

お申し込みをもって、規約に同意いただいたものとみなしますので、必ず規約も確認するようお願いします。

○応募先

・メールの場合

東京都住宅供給公社 都営管理課 みんなでサロン担当
minnadesalon(at)to-kousya.or.jp

※送信の際は、(at)を@に変換して下さい。

・郵送の場合

〒150-8322 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山
東京都住宅供給公社 都営管理課 みんなでサロン担当

○問合せ先

東京都住宅供給公社 都営管理課 みんなでサロン担当
TEL 03-3409-2261 平日 9:00～18:00

7 個人情報の取扱について

申請様式に記載された氏名、住所、連絡先等は、東京都個人情報の保護に関する条例その他関連法令を遵守し、東京都が適正に管理します。当該個人情報は、東京みんなでサロン事業に関する資料の送付、連絡、その他本事業に必要な目的以外での利用及び第三者への提供はいたしません。

【参考】令和8年3月までに実施したプログラムの具体例

プログラム：健康体操（10の筋トレ）

主催者：地域グループ

頻度：週1回（1回1時間程度）

① プログラム：地域交流カフェ（ほんわかカフェ）

主催者：行政や地域包括支援センター

頻度：月2回（1回2時間程度）

② プログラム：子ども食堂

主催者：団体

頻度：月1回（1回2時間程度）

③ プログラム：緑化活動（菜園耕作）

主催者：地域グループや団地自治会

頻度：月1回（1回2時間程度）